独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	明和産業株式会社	コード	8103
提出日	2022/5/31	異動（予定）日	2022/6/24
独立役員届出書の提出理由	2022年6月24日開催予定の定時株主総会での承認を前提として、重任の社外取締役1名を新たに指定し、新任の独立社外取締役1名を選任する予定であるため。		
☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	南　　敏文	社外取締役	○													○		有
2	加附　博之	社外取締役										○	○				新任	
3	三輪　　慧	社外取締役	○													○	新任	有
4	岩村　和典	社外取締役	○													○	指定	有
5	三尾　伸夫	社外取締役										○	○					
6	後藤　道隆	社外取締役	○										○					有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	―	南氏は、長年にわたって裁判官を務めており、法令に関する極めて高い見識と豊富な経験を有しております。取締役就任後は、法令に関する事項はもとより、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいており、引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断しましたので、社外取締役候補者としました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、独立性基準にも抵触しないため、独立役員として指定しております。
2	加附氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.08%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	―
3	―	三輪氏は、中国の弁護士資格を有するとともに長年にわたる複数社の事業法人における業務執行を通じて、法務、コーポレート・ガバナンス及び海外関連の業務に精通しており、極めて高い見識と豊富な経験を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので社外取締役候補者とし、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
4	―	岩村氏は、長年にわたる三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連業界に精通しており、現在は株式会社三菱ケミカルホールディングスにおいて監査業務に就かれております。取締役就任後は、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただいており、引き続き当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者とし、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。
5	三尾氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.08%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれは無いものと判断しております。	―
6	後藤氏は、AGC株式会社の業務執行に携わっており、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近３事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.12%であり、独立性基準には抵触せず株主や投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断することから、概要の記載を省略します。	後藤氏は、長年にわたるAGC株式会社における業務執行を通じて、財務及び会計関連の業務に精通しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である社外取締役候補者とし、独立性基準にも抵触しないため独立役員として指定しております。

４．補足説明

社外役員の独立性基準につきましては、当社ウェブサイトをご参照下さい。
　コーポレートガバナンス・ガイドライン 別紙１「社外役員の独立性基準」　https://www.meiwa.co.jp/ir/governance/pdf/guideline.pdf

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。